

地域担当職員制度について

地域担当職員制度開始に伴い、地域担当職員任命式を行います。

【地域担当職員制度の概要】

地域担当職員制度は、市長公約No. 31「自治会の抱える人口減少や役員のなり手不足などの課題を地域とともに解消します。」を具現化しようとするもので、自治会とともに検討し、構築する制度です。地域担当職員は、自治組織と行政の橋渡し役として公民連携を深め、具体的な課題や実情を把握することにより、今後の行政運営に役立てることを目的としています。また、担い手不足の解消をはじめとした自治組織による持続可能な地域コミュニティの活性化を支援するなど、将来的には、ファシリテーターとして自治組織の会議等で進行役を務めることを目標としています。

※ファシリテーター：会議などで中立的な立場に立った上で、意見をまとめ、より良い結論に導く役割を担う人

【任命式】

■日 時 令和6年4月1日（月） 午後1時30分から午後2時

■場 所 特別会議室

■内 容 令和6年4月1日から各区に1名ずつ配置する地域担当職員（合計22名）に対して、市長から任命書を交付します。

地域担当職員の任期は3年とし、各区の町会長会議へ参加しながら、自治組織と行政との橋渡し役となります。



【問い合わせ】

市民生活部 地域づくり課 地域づくり担当 須賀
TEL 0277-46-1111（内線383）